平成２３年（フ）第６７号
熊本県八代市本町３丁目６番６号　305
債務者　永田　美紀
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１３３８号
京都市山科区音羽山等地36番地の９
債務者　髙橋　重行
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨増　四季
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６４号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町375番地シティアーク東山503、申立前の住所東京都渋谷区神宮前６丁目25番２―303号
債務者　家原　公明
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　眞美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
群馬県前橋市箱田町132番地４
債務者　依田　久男
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤口　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
群馬県渋川市中郷72―３、住民票上の住所群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1182番地
債務者　尾林　京明
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤口　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
長野県安曇野市三郷温4600番地27
債務者　村井　壽雄
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　勝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２２号
長野県松本市梓川梓4165番地
債務者　西村美智子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　道生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３７６号
群馬県伊勢崎市柴町276番地３
債務者　関　　越也
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
福井県丹生郡越前町厨第17号79番地
債務者　竹田　喜作
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　芳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
京都府舞鶴市愛宕中町14番地の17
債務者　前羽　寛正
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６８号
北海道苫小牧市住吉町２丁目１番９号
債務者　上林　　守
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７２２号
大阪市中央区道頓堀１丁目東５番17号
債務者　酒井佐由里
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０６号
大阪市西区九条３丁目21番19号　こうちゃんコロッケ方
債務者　くし幸食品こと　井口　耕二
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１８０号
大阪市淀川区西三国１丁目36番30号
債務者　嵯峨山敏弘
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６０号
大阪府寝屋川市葛原新町13番１―418号
債務者　佐々木幸恵
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５７８号
大阪府門真市柳町７番３号
債務者　石井　正男
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６４８号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目２―９　下出口方、住民票上の住所大阪府東大阪市稲田本町２丁目18番17号
債務者　上杉　明美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部